

東濃西部 消費生活相談のあれこれ

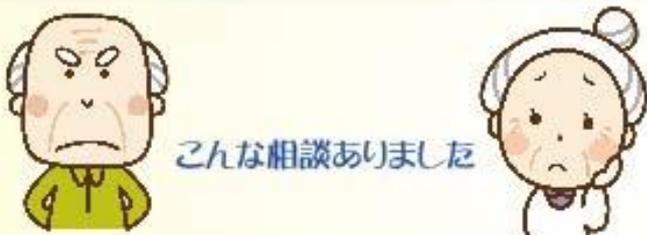
No.74

発行：東濃西部広域行政事務組合

高齢者を狙う、電話での海産物販売

海産物の購入を電話で勧誘する事業者が増加しています。ほとんどは1万5千円から2万円くらいの商品を勧誘され、商品代引きで送られてきます。決して安くはない金額でありながら、値段のわりに商品が粗悪であるとか、想像以上に少量だったという相談が多数寄せられています。また、勧誘を断ったにも関わらず、震災の復興を名目として一方的に送り付ける強引な勧誘を行う事例もあります。

電話で勧誘を受けた契約を辞めたいと思った場合は受け取った日から8日間であればクーリング・オフをすることができます。しかし、商品代引きで支払いをしてしまうと、クーリング・オフをしても支払った代金を返金してもらうのは難しいのが現実です。宅配業者に事情を説明し、送り主の情報を控えた上で受取拒否をしましょう。改めて送り主にクーリング・オフのハガキを送付する必要があります。



私宛に注文した覚えのないペットフードが届いた。代金請求されていないが、私の家にはペットがいないので注文するはずがない。代金を請求されているわけでないが、得体のしれない荷物に困惑している。

この相談は相談者のご家族が送付先を相談者宛にし、自分の荷物を送られたとのことでした。最近ではお歳暮や香典返しを郵送で送ることが増えています。商品を注文した送り主の情報が受取人に伝わらなかった場合、受取人は不審な荷物と勘違いしてしまうことがあります。事前に荷物を送ったことを伝えておくと安心して受け取ることができるかもしれません。

11月の相談件数

新規・継続合計

店舗購入	17件
訪問販売	5件
訪問購入	0件
通信販売	30件
連鎖販売	0件
電話勧誘	5件
送り付け商法	0件
無店舗販売	0件
不明・無関係	18件

*不明・無関係とは、上記分類に含まれないもの。
例えば、架空請求はがき等

消費生活相談窓口のご案内

※原則、相談は住所地の窓口をご利用ください

時間 / 10:00 ~ 16:00

相談 / 原則予約制

相談料 / 無料

予約 / 相談を受けたい窓口

月～金曜日 多治見市役所本庁舎 暮らし人権課 / 22 - 1134

火曜日 瑞浪市役所 生活安全課 / 68 - 9748

金曜日 土岐市役所 広報広聴係 / 54 - 1111

E-mail 相談 / kouiki@tono-seibu.org

東濃西部広域事務組合 消費生活巡回相談事業